

# 通所介護サービス事業重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンターいそかぜ
所在地	三重県伊勢市磯町1023番地3
提供可能サービス及び事業所番号	
管理者・連絡先	横山 憲三 TEL0596-38-2300

## 2. 事業所の職員体制

職 種	員 数	勤務 形態	仕事の内容	資格等
管理者	横山 憲三	常勤	全体の管理	
生活相談員	片山 まち子 平賀 弘美	常勤 常勤	通所者の相談指導 通所者の相談指導	介護福祉士 介護福祉士
介護職員	山際 慶子 平賀 弘美 西本 志おり 中山 二美 三浦 明日香 山口 亜耶	常勤 常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤	通所者の介護、入浴 通所者の介護、入浴 通所者の介護、入浴 通所者の介護、入浴 通所者の介護、入浴 通所者の介護、入浴	介護福祉士 介護福祉士    介護職員実務者研修
看護職員 機能訓練指導員	大久保 まきこ 出口美千代 村田 光子 吉田 順子 大澤 絢子	非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 常勤	健康指導・管理、機能訓練 健康指導・管理、機能訓練 健康指導・管理、機能訓練 健康指導・管理、機能訓練 健康指導・管理、機能訓練	看護師 准看護師 看護師 看護師 看護師

## 3. 営業及び営業時間と定員

1. 営業日は365日とする。
2. 営業時間は午前8時半から午後5時半までとする。
3. サービス提供時間は、午前9時から午後4時15分までとする。但し、サービス提供時間外でも営業時間内であれば、相談に応じる体制をとる。
4. 利用者の定員は1日10名とする。

#### 4. 指定通所介護の内容

事業者は、介護保険給付の対象サービスとして、事業所において、契約書に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供する。

- ①食事の提供
- ②施設における入浴
- ③居宅と事業所間の送迎

(指定通所介護の利用定員は10名までとする)

#### 5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施区域は伊勢市とする。

#### 6. サービス利用料金

- ・指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、下記の料金表によって、契約書の要介護度に応じた、自己負担額を支払う。(1割または2割または3割)
- ・通常の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎費は、その実費を徴収する。

(通常の実施地域を越えた分につき片道1km当たり30円)

デイサービスいそかぜ(介護保険適用者用の負担料金1割負担の場合)

サービス	介護度	時間	料金
通所介護	要介護1	7時間以上8時間未満	753円
通所介護	要介護2	7時間以上8時間未満	890円
通所介護	要介護3	7時間以上8時間未満	1,032円
通所介護	要介護4	7時間以上8時間未満	1,172円
通所介護	要介護5	7時間以上8時間未満	1,312円
入浴介助加算			1日につき40円

別途処遇改善加算Ⅴ(8)(利用料の6.9%)(4~5月は処遇改善加算Ⅰで利用料の5.9%)

#### 7. 介護保険の給付対象とならないサービス

- ①おむつ代、おやつ代 実費
  - ②レクリエーション活動、ご希望により参加していただくことがあります。  
(材料代は実費をいただく)
  - ③コピーの交付=ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できるが、コピーを必要の場合は実費をいただく。 1枚につき20円
- ※その他、利用者の選択により日常生活でかかる費用が必要になった場合には、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たものに限りその実費を徴収する。前項の費用のお支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に書面で説明を行い、支払いに同意する旨の署名添付印を受ける。

## 8. 利用者の負担金及び支払方法

- ①提供サービスが介護保険の適用を受けた場合、利用料の1割または2割または3割をお支払いいただく。7の介護保険の適用を受けない部分については、利用料金全額を支払う。
- ②事業者は一月の利用料金を記入した請求書を月末に配布する。
- ③支払いは、利用日の来所日に窓口払いの方法及び、月末締め翌月5日支払の金融機関の自動引き落とし、振込み等の利用開始時の取り決め、文章を利用者と交換する。

## 9. 利用の中止

利用予定日の前に、ご契約の都合により、通所介護サービスの中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、サービス実施の前日までに事業者申し出る。(できれば前日にご連絡いただければ幸いです)

## 10. 利用の変更・追加

サービス利用の変更、追加の申し出に対して事業所の稼働状況により契約者の希望する時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議する。

### 11. 相談・苦情担当

営業時間内は管理者が対応する。

管理者：横山 憲三

相談員：平賀 弘美

片山 まち子

尚、問題解決が図れない場合、以下の苦情相談窓口の対応も利用可能とする。

三重県 長寿介護課 059-224-2262

三重県 国民健康保険団体連合会 059-213-6500

三重県 福祉サービス運営適正化委員会 059-213-1222

伊勢市 健康福祉部 介護保険課 介護給付係 0596-21-5560

伊勢市 西地域包括支援センター 0596-20-5055

### 12. 緊急時における対応方法

緊急の措置＝通所利用者に病気など緊急事態が発生したときは、利用者のかかりつけの医師及び家族に相談するとともに、管理者、看護職員、生活相談員、介護職員を含む職員等が速やかに対応する。

また、下記の機関と連携して緊急対応する。

伊勢田中病院 伊勢市大世古四丁目6-47

TEL 0596-25-3111

### 13. 事業所の不可抗力による、けがなどに対する責任について

事業所は、通所者のけがなどに対して安全や予防に心がける。しかし、事業所の不可抗力による、けがなどに対しては下記のように定める。

- ・いそかぜのスタッフの過失による、けがなどについては、介護施設責任保険の範囲内において、治療費に対して賠償を行う。

（例）スタッフが通所者の送迎で、車から降りるとき手助けをして手が滑って転倒した。

- ・そのほか、通所者自らの行動や持病などに起因して起きたけがなどについては、  
事

業者は、賠償の責任を負わない。

（例1）食事中、喉に食事を詰まらせた。

（例2）施設内で自らの行動により、転倒して骨折した。

（例3）その他自らの持病に起因するけが、病気など

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス計画の締結のあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者> 所在地 三重県 伊勢市 大世古4丁目6-47

名 称 医療法人田中病院 印

説明者

私は、本書面により、事業者からサービス契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け、それに同意し契約します。

<利用者> 住 所  
氏 名 印

<代理人> 住 所  
氏 名 印